

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年 9月 4日
発信課	環境部クリーンセンターごみ減量係
担当者	古高 吉江
連絡先	電 話 36-2213
	FAX 36-4293
	E-mail seisouoffice@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事
日 程	9 月 20 日 ~ 10 月 11 日
発表項目 (行事名)	秋の清掃強化期間の実施
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>標記の件について、下記のとおり実施いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の町内会へ清潔で住みよい生活環境をつくることを目的に、春と秋に清掃強化期間を設定し、市民総ぐるみの清掃の御協力をお願いします。 ○ 9月20日(日)～10月11日(日)の期間を秋の清掃強化期間に設定。 ○ 町内会へ秋の清掃強化期間中に地域(町内)の公共な場所(道路・公園など)の清掃を実施してもらうよう依頼文書、チラシ、地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋などを配付します。 <p>地域清掃で集めたごみは「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「空き缶・空きびん」に分別し、地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋に入れて、決められた収集曜日にごみステーションに排出するよう御協力をお願いします。</p>
添付資料	<p>有 添付資料:秋の清掃強化期間実施要領,秋の清掃強化期間チラシ</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	

秋の清掃強化期間実施要領

清潔で住みよい生活環境をつくるため、秋の清掃強化期間を設定し、市民総ぐるみの清掃を呼びかけます。

1 期 間 令和2年9月20日（日）～令和2年10月11日（日）

2 スローガン 「めざそう ごみゼロ旭川」

3 実施内容

（1）公共の場所（道路、公園等）の清掃

清掃で出たごみ（粗大ごみ除く）は、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「空き缶・空きびん」に分別して、「地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋」に入れてください。

ごみを入れた「地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋」は、団体名を記入し、該当する分別区分に○印をつけた上で、決められた収集日にそれぞれの町内会のごみステーションに出してください。

ア 缶やびんは中身を全部出してください。ただし、汚れが落ちないものは、燃やせないごみに分別してください。

イ 地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋が足りなくなった場合は、必要枚数をクリーンセンター、東部まちづくりセンター、各支所及び市役所廃棄物政策課でお受け取りください。

ウ 同封しました「秋の清掃実施報告書」に実施内容等を記入の上、クリーンセンターまで返送（切手は不要です）していただくか、実施内容等をFAX・電子メールでクリーンセンターに御連絡ください。

（2）汚でいの回収

清掃強化期間中に道路側溝を清掃して、汚でい回収が必要になった場合、別紙「汚でい回収申込書」を、旭川市土木事業所（電話 36-2244）に提出してください。申込みは令和2年9月23日（水）から令和2年10月20日（火）までの期間内に提出いただきますよう、御協力をお願いします。

なお、消石灰が必要な場合も、土木事業所にお申込みください。

消石灰は、土木事業所及び神居、永山、神楽、西神楽、東鷹栖の各支所で受け取ることができます。

4 担 当

（1）公共の場所（道路、公園等）の清掃

旭川市クリーンセンター（東旭川町下兵村3番地の5） 電話36-2213

メールアドレス seisouoffice@city.asahikawa.lg.jp FAX36-4239

（2）汚でいの回収

旭川市土木事業所（東旭川町下兵村6番地の2） 電話36-2244



めざそう ごみゼロ旭川



秋の清掃強化期間 9/20(日)～10/11(日)



期間中に地域の皆様で協力して、公共の場所(道路、公園など)を清掃しましょう。

地域清掃で集めたごみは「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「空き缶・空きびん」に分別し、地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋に入れて、決められた収集日にごみステーションに排出するよう、御協力をお願いします。分別の困難なもの、汚れの落ちないものは、「燃やせないごみ」に分別してください。

「処理困難物(タイヤ・バッテリー・家電リサイクル法対象品目など)」が投棄されていた場合、別途対応いたしますのでクリーンセンターまで連絡してください。

空き地の雑草やごみ等の放置物は景観を損ね、不法投棄の誘因にもなります。土地の所有者及び管理者は定期的に草刈り・清掃をしましょう。

地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋の使用上の注意

地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋は、道路や公園等、公共の場所の清掃や、カラス等に散らかされたごみステーションを清掃する際に使用するごみ袋です。

家庭や事業所から排出されるごみ、個人住宅や集合住宅、事業所などの敷地内で発生した刈草・剪定枝・落ち葉等の排出には、使用できませんので御注意ください。

ごみステーションに残されたルール違反のごみを片付ける場合も、対象となりません。

地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋は、9月中旬に希望枚数の届出があった町内会に送付しています。不足が生じた場合は、下記の場所で配付しています。

- ① 旭川市クリーンセンター（東旭川町下兵村3番地の5）
- ② 各支所
- ③ 東部まちづくりセンター（豊岡3条3丁目）
- ④ 廃棄物政策課（6条通9丁目 総合庁舎8階）



問合せ先：旭川市クリーンセンター 電話 36-2213

回 覧													

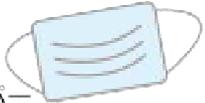
旭 川 市 環 境 部

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ごみは正しい分別・出し方を！

使用したマスクなどを正しく分別することは、家庭だけではなく、ごみを収集する作業員にとっても感染症の予防につながります。

ごみの分別区分

- マスク
→ 燃やせるごみ
 - ティッシュペーパー
→ 燃やせるごみ
 - ゴム手袋・使い捨て手袋
→ 燃やせないごみ
- ※ プラスチック製容器包装には混ぜないでください。



- ① ごみ箱に袋をかぶせる。いっぱいになる前にごみ袋を取り出す



ごみの出し方の注意点

- ② ごみ袋は、しっかり縛って封をする



- ③ ごみを捨てた後は石けんを使って流水で手を洗う



★優良クリーンステーション顕彰制度を御存じですか

「優良クリーンステーション」とは、町内会や地域が主体的に分別ルールや排出マナーの向上に取り組んだことにより、美しく保たれていると市が認定した町内会が管理するごみステーションを「優良クリーンステーション」として、顕彰する制度です。

【認定基準】

前年度、1年間のごみステーションに出されたごみの違反率（違反ごみ数を町内の世帯数で割って得られた率）が著しく低い町内会と、最も違反率が低く優秀な市民委員会に加盟する町内会を認定しています。

【優良クリーンステーションパネル】

認定された町内会、市民委員会には、下記の優良クリーンステーションパネル（ラミネート加工）を贈呈します。

（町内会用）



（市民委員会用）



【令和2年度優良クリーンステーション認定町内会】

認定数 198町内会

釣橋通親交会	2条4丁目親睦会	互参会	六・三町内会	6条西1・2丁目会
パークハイツ信和町内会	リバーハイツ町内会	栄町ハイツ町内会	シュロス宮下町内会	チュリス曙親和会
ロジェ5条西町親睦会	チヨダ会	1の6交睦会	1条10丁目町内会	二条カエデ町内会
4条8丁目町内会	5条6・7丁目町内会	5条中央会	5条10丁目+和の会	6条中央町内会
5条ビルマンション町内会	1の12清和会	2条17丁目共助会	17丁目オール商店街町内会	4条12丁目四十二会
四の十七会	五条一三会	6条11丁目町内会	北彩都団地3号棟自治会	東8・7町内会
3条19丁目町内会	3条20丁目親交会	4条朝日町内会	5条24丁目睦町内会	シャルム3条町内会

※右のページに続きます

ロピア8条通親和町内会	1の18共和会	1条19丁目町内会	宮下ハイツ管理組合法人町内会	第二宮下ハイツ自治会
ロピア東光501町内会	東光大雪町内会	豊岡4条1丁目町内会	共栄1町内会(千代田)	共栄3町内会(千代田)
新東町内会	千代田中央第8町内会	忠別1町内会	旭正2町内会	旭正3町内会
旭正4町内会	旭正5町内会	旭正7町内会	旭正9南町内会	旭正10町内会
旭正11町内会	北1町内会	南4の2町内会	南5町内会	南5の1町内会
北4の2町内会	北5の1町内会	北5の2町内会	北6の2町内会	北7の2町内会
旭山の1町内会	東本町2町内会	新生町内会	南町団地町内会	動物園通り6町内会
日の出4町内会	日の出5町内会	倉沼2町内会	豊田6町内会	豊田8町内会
桜の1町内会	東桜岡町内会	米原1町内会	米原中央町内会	米原4町内会
米原町内会	米原8町内会	米原12町内会	上南部町内会	瑞穂3町内会
瑞穂4町内会	瑞穂6町内会	東瑞穂町内会	遊陽野町内会	ホクレン緑町町内会
本町1丁目会	淳和会	大町2条4丁目会	大町5丁目会	大町五交会
大町睦会	花咲開発町内会	花咲3・4会	旭近交会	大町団地町内会
ティール教育大前町内会	ティール教育大前管理組合	旭友町内会	住吉交友クラブ町内会	東親交町内会
春光5条1丁目南町内会	春光つつじ町内会	春光わかば町内会	にじの輪町内会	春光4・4町内会
6区フジハイツ町内会	すみれ町内会	花咲4町内会	春光台2・7町内会	市住3号棟自治会(春光台)
協和町内会	12区町内会(東鷹栖)	みのり町内会	22区町内会(東鷹栖)	28区の2町内会
共育町内会	35区町内会(東鷹栖)	中園町内会	芳野町内会	西里町内会
富原町内会	中央1町内会(江丹別)	共和町内会(嵐山)	神楽21区の3町内会	上川神社町内会
高野南第2町内会	神楽岡ガーデンソファム町内会	緑が丘1条3丁目町内会	緑が丘2条3丁目町内会	緑が丘2・1・3町内会
しらかば町内会(緑が丘)	78R-11親睦会	西御料地2区中央町内会	西御料地新生町内会	西御料地6区町内会
緑神町内会	緑風町内会	コンコードパーク町内会	西神楽1区町内会	西神楽3区町内会
西神楽5区町内会	西神楽8区町内会	中央2区町内会	中央2区東町内会	中央9区町内会
中央10区町内会	中央11区町内会	聖和1区町内会	聖和2区町内会	聖和3区町内会
聖和4区町内会	聖和5区町内会	聖和6区町内会	聖和7区町内会	聖和10区町内会
聖和13区町内会	千代ヶ岡1区町内会	千代ヶ岡2区町内会	千代ヶ岡5区町内会	千代ヶ岡10区町内会
高砂台ヒルズ自治会	神居観音町内会	神居団地第一町内会	神居団地4号棟自治町内会	団地5号棟自治町内会
神居団地3号棟自治会	上雨紛2町内会	神華3町内会	共栄10町内会	神居古潭1町内会
豊里2町内会	豊里4町内会	豊里5町内会	わかば自治会	サンハイツ管理組合法人
永山15区東光町内会	永山15区東山本町内会	第二永山団地1号棟自治会	第二永山団地2号棟自治会	第2永山団地3号棟自治会
永山三幸町内会	5区第1町内会	8区第2町内会	8区第3町内会	9区東町内会
永山橋町内会	10区第3町内会	10区第4町内会	11区3組町内会	12区町内会
13区2組町内会	13区5組町内会	第1永山団地町内会	※町内会名順不同	

【令和2年度優良クリーンステーション認定市民委員会】

米原瑞穂地区市民委員会 (13町内会)

米原1町内会	米原中央町内会	米原4町内会	米原共和町内会	米原町内会
米原8町内会	米原10町内会	米原12町内会	上南部町内会	瑞穂3町内会
瑞穂4町内会	瑞穂6町内会	東瑞穂町内会	※町内会名順不同	

優良クリーンステーションに関する問い合わせ先

旭川市クリーンセンター 地域環境係 電話36-2213

家庭ごみをお店や駐車場に捨てるのは法律違反です！！

家庭から出たごみを、お店のごみ箱や駐車場などの他人の私有地に無断で捨てることは

不法投棄になります！！

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で固く禁じられています。

不法投棄をした者には5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、又はこの両方が科せられます。（法第25条・法第32条）



家庭から出たごみは、きちんと分別をしてごみステーションに出すなど適正に処理し、お店のごみ箱や駐車場など、他人の私有地に無断で捨てることは絶対に止めましょう！！

問合せ先：環境指導課 電話 25-6369 ・ クリーンセンター 電話 36-2213

紙製容器包装をごみステーションに出すときのお願い！！

紙製容器包装を紙袋などに入れて出されると、ごみステーションの中で倒れて散乱したり中が見えないため、収集作業員が内容を確認するのに大変時間が掛かります。

また、雨などで濡れてしまうと、資源として利用できなくなる場合がありますので、紙製容器包装をごみステーションに出すときは、必ず透明又は半透明の袋に入れて下さい。



問合せ先：旭川市クリーンセンター 電話 36-2213

PCBを含有した照明器具はありませんか？

昭和52年（1977年）3月以前に建築された事業用建物に設置された照明器具には、有害物質であるPCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む安定器が使われている可能性があります。PCB含有安定器は法律により令和5年（2023年）3月31日までに処分しなければなりません。

古い事業用建物を所有している方は、PCB含有安定器の使用・保管がないか、改めてご確認をお願いします。

○ 照明器具の場所の例

- ・ 蛍光灯（工場、事務所、共同住宅の共用部分、住宅兼事務所の事業部分）

※ 一般家庭や共同住宅の居室スペースには使用されていません。

安定器は、電灯のちらつきを安定させる装置で、LEDランプを交換した場合にも照明器具内にそのまま残されていることや、交換したものが倉庫などに保管されている場合があります。

問合せ先：環境指導課廃棄物指導係 電話25-6369

誤ったごみ分別が事故の原因に！

プラスチック製容器包装への危険物混入が目立ちます

「プラスチック製容器包装」とは、お菓子の袋や食品トレーなど、商品を入れたり包んだりするのに使われるプラスチック製の容器や包装です。カミソリや注射針、充電式電池などが混入されると、作業員のケガや火災など事故の原因になります。

危険！

プラスチック製容器包装には
絶対に入れないでください！

危険！



カミソリ、はさみ

↓
【燃やせないごみ】へ



在宅医療廃棄物

↓
【注射針等はこちらにつけ医療機関】
【チューブ等は燃やせないごみ】へ



乾電池、充電式電池

↓
【乾電池】へ 【電器店等】へ

問合せ先：廃棄物政策課 電話25-6324

ペットボトルの正しい分別に御協力を！

ペットボトルを出すときはキャップ・ラベルを必ず取り外してください。
ペットボトル本体にラベル等がついたままでは、リサイクルに支障がでます。
ご家庭ではもちろん、外出先や会社等でも、分別にご協力をお願いします。



キャップ・ラベルを
取り外す



中を水ですすぎ、ペットボトル本体を出してください。



外したキャップ・ラベルは、
プラスチック容器包装で
出してください。

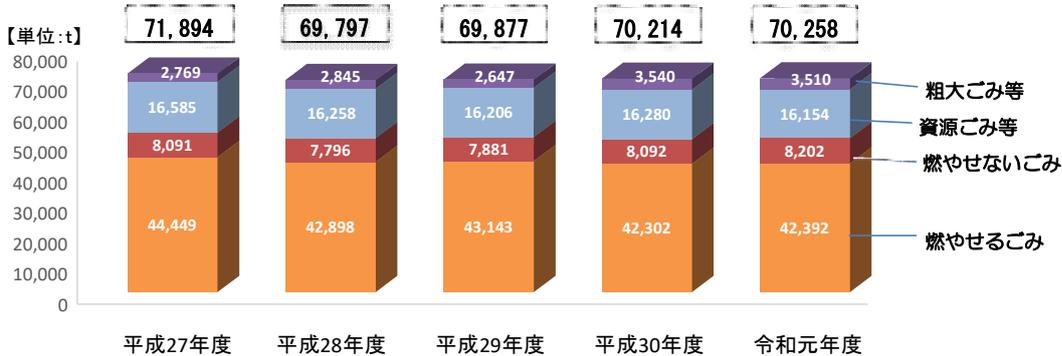
問合せ先：廃棄物政策課 電話25-6324

旭川市のごみ処理の現状

ごみの増減

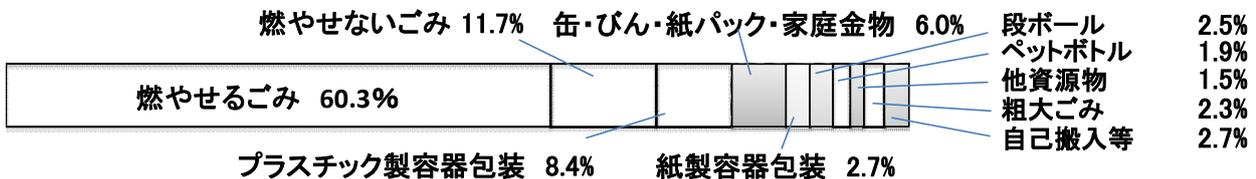
令和元年度のごみ排出量は、平成30年度と比べて、大きな変化はありませんでした。ごみの減量・資源化のため、資源ごみの分別を徹底するなど、引き続き市民の皆様の御協力をお願いします。

過去5年間の家庭ごみの排出量



ごみの内訳

令和元年度に旭川市内で排出された家庭ごみは70,258トン（下図：家庭ごみの内訳）



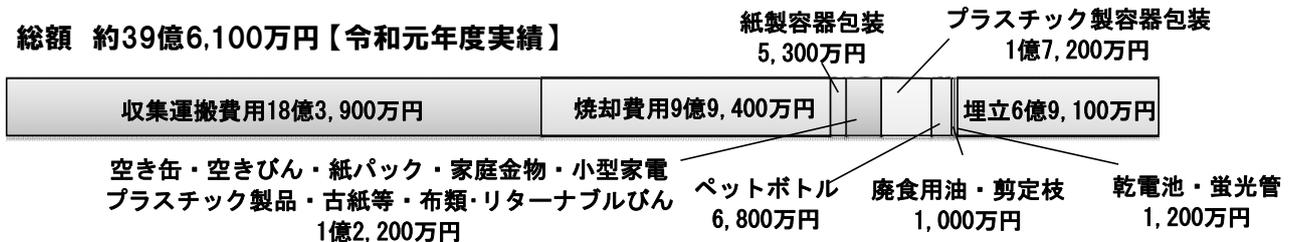
※ 他資源物内訳は、【乾電池・蛍光管・剪定枝・廃食用油・布類・小型家電・再生可能な古紙・金属類・リターナブルびん・プラスチック製品・傘・木質素材】です。

旭川市のごみ処理費用とごみに関する収入

ごみ処理費用

※処理費用には、業務委託、施設等の減価償却費、職員の人件費などを含みます。

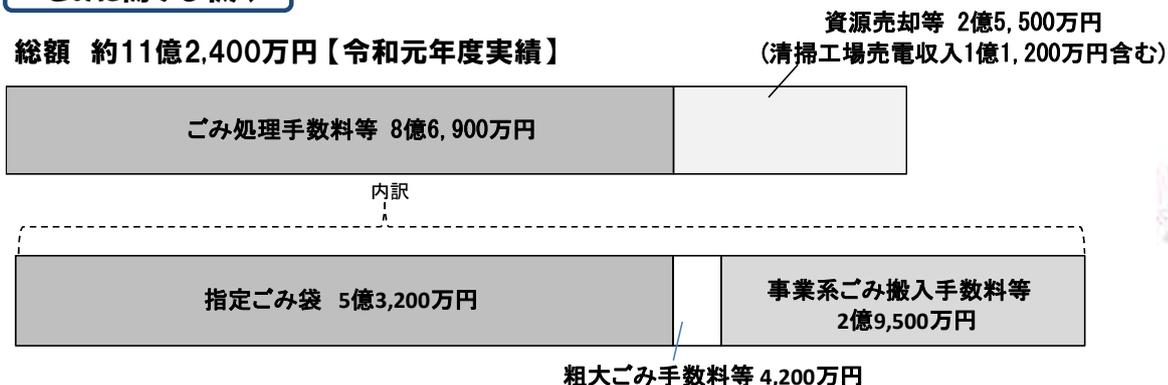
総額 約39億6,100万円【令和元年度実績】



令和元年度のごみ処理費用の総額は、約39億6,100万円であり、平成30年度（約41億2,700万円）との比較では、1億6,600万円の減額となりました。ごみ処理費用を市民1人当たりで換算すると、年間で11,834円となります。

ごみに関する収入

総額 約11億2,400万円【令和元年度実績】



令和元年度のごみに関する収入は、ごみ処理費用の約3割になります。これらの収入は、ごみ処理費用にかかる貴重な財源として活用しています。